

川越市インターンシップ実施要綱

川越市インターンシップ実施要綱（平成18年4月12日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が実施するインターンシップに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学、大学院、短期大学及び専門学校（以下「大学等」という。）の学生とする。

（手続）

第3条 インターンシップにより在籍する学生の実習を希望する大学等は、川越市インターンシップ受入申込書（様式第1号）に該当学生の川越市インターンシップ参加希望調書（様式第2号）を添えて申込みを行わなければならない。

2 前項の申込みがあったときは、市長は速やかに内容を審査し、受入れの可否及び受入れを行う場合にあってはインターンシップを行う所属を決定し、川越市インターンシップ実施決定通知書（様式第3号）により、当該大学等に通知しなければならない。

3 前項の規定により受入れを可とする通知を受けた大学等は、インターンシップの参加に当たり、市長とインターンシップに関する覚書（様式第4号）を締結しなければならない。

4 第2項の規定により受入れを可とする通知を受けた学生（以下「実習生」という。）は、市長に対して誓約書（様式第5号）を提出しなければならない。

（実施期間等）

第4条 インターンシップの実施期間は、原則として1週間とする。

2 インターンシップの実施時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

（身分等）

第5条 実習生には、職員の身分は付与しない。

2 実習生には、報酬等のいかなる金銭も支給しない。

（服務）

第6条 実習生は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）第33条（信用失墜行為の禁止）第34条（秘密を守る義務）及び第35条（職務に専念する義務）並びに第3条第4項の誓約書に記載された内容を遵守しなければならない。

（災害補償）

第7条 大学等又は実習生は、災害傷害保険に加入しなければならない。

2 実習期間における実習生の災害(実習生の自宅と実習先との往復における災害を含む)について、本市は一切の責任を負わない。

(賠償責任)

第8条 大学等又は実習生は、賠償責任保険に加入し、実習期間において本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(実習の中止)

第9条 実習生が前3条の規定に違反した場合又は業務に支障を来たす事項が生じたときには、直ちにインターンシップを中止する。

(適用除外)

第10条 法令等で定める免許又は資格の取得に係る科目の単位取得のための実習等については、この要綱は適用しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップ実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。